

3

スクール・セクハラに対する考え方

こんな人はいませんか？

事例ア 教員Aは、授業中にたびたび性的な冗談を言ったり、女子生徒の外見や容姿に関する発言をしていた。

教員Aの発言を不快に思っている生徒Bは授業に集中できず、学習意欲を失っている。

ある時、やはり教員Aの発言を不快に思っていた生徒Cは教員Aに、「やめてほしい」と抗議をした。

その後、教員Aは、生徒Cの成績を不当に低く評価したり、役割分担を決める際に生徒Cの希望に添わない役割を故意に割り当てた。

事例イ 教員Dは、PTAの懇親会の帰り道、その場の雰囲気から、複数の保護者に性体験を尋ねてしまった。保護者Eは非常に不快な顔をしていた。

それ以後、保護者Eは二度とPTA活動には参加しなくなった。

事例ウ 教員Fは、児童Gをしばしば膝の上に抱きかかえていた。

児童Gは喜んでいるように見えたが、後に、児童Gの保護者から、「やめてほしい」と抗議を受けた。

事例ア～ウについて、次の(1)～(3)で解説します。

(1) どのような問題が生じるか

- ① 被害者の人間としての尊厳を傷つけ、人権を侵害します。
- ② 児童・生徒が学習意欲を失う、保護者がPTA活動に参加できなくなるといった現象が現れる等、学校を取り巻く教育環境が悪化した場合、「**環境型セクシュアル・ハラスメント**」となります。

事例ア～ウの全てにおいて「**環境型セクシュアル・ハラスメント**」が起きています。

事例アの加害者は教員A、被害者は生徒BとC。

事例イの加害者は教員D、被害者は保護者E。

事例ウの加害者は教員F、被害者は児童G。

- ③ 抗議を行った児童・生徒に対して、教職員が成績評価の取扱い等で不利益な扱いをすることがあった場合、「対価型セクシュアル・ハラスメント」となります。

事例アで「対価型セクシュアル・ハラスメント」が起きています。
加害者は教員A、被害者は生徒C。

(2) 不快にさせる性的な言動かどうか

性に関する受け止め方には、個人差や男女差があり、冗談やからかいのつもりと言動に対して、「不快である」との意思表示がある場合があります。

一方、教職員が児童・生徒の成績評価や指導等を行う立場にあるため、児童・生徒や関係者がたとえ不快に感じていても意思表示ができない場合や、児童・生徒の発達段階によっては、セクシュアル・ハラスメントの被害を受けていても、そう判断できない場合があります。

したがって、教職員は被害者からの意思表示の有無にかかわらず、「不快にさせる性的な言動」を行わないように、常に注意する必要があります。

事例アの教員Aは、冗談やからかいのつもりかもしれませんが、生徒Cからやめてほしいと抗議を受けました。

事例ウの児童Gは、喜んでいるように見えます。
しかし、児童Gは内心はいやだと思っているかもしれません。また、まわりの児童や保護者がどのように受け止めるかを考えるべきです。



(3) 繰り返さなければよいか

1回の言動であっても、被害者を深く傷つける場合があります。

事例イでは、教員Dの1回の不用意な発言が、保護者Eに不快感と不信感を与えました。

事例ウの教員Fの行為は、たとえ1回であっても、児童Gが成長して十分な判断力を身につけた時に、深い心の傷となります。

事例アの生徒BとCは、初めは冗談として受け止めていたかもしれませんが、しかし、繰り返される教員Aの発言が生徒BとCを不快にし、学習環境を悪化させました。児童・生徒の気持ちを敏感に察知したり、被害者からの意思表示等を受け入れて、すぐに言動を改めることが、被害を最小限に抑えることにつながります。

(4) どのような影響があるか

- ① 教職員による児童・生徒へのセクシュアル・ハラスメントは、被害を受けた児童・生徒の心に一生残りかねない深い傷を負わせるばかりでなく、その後の成長に影響を及ぼす可能性があります。
- ② 教職員によるセクシュアル・ハラスメントは、地方公務員法第33条で禁止されている信用失墜行為であり、学校教育や教職員への信頼を大きく失わせることとなります。
- ③ 加害者には、必要及び適切な範囲内で懲戒処分等の服務上の措置がとられます。また、内容や被害者の年齢により、刑法の強制わいせつ罪や強姦罪、神奈川県青少年保護育成条例違反に問われます。